

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成21年1月5日

【発行者名】

阪急リート投資法人

【代表者の役職氏名】

執行役員 山川 峯夫

【本店の所在の場所】

大阪市北区茶屋町19番19号

【事務連絡者氏名】

阪急リート投信株式会社

取締役業務部長 弥谷 忠二郎

【連絡場所】

大阪市北区茶屋町19番19号

【電話番号】

06-6376-6821

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

本投資法人の主要な関係法人に以下の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

本投資法人は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成21年1月5日までに株式会社証券保管振替機構に預託されなかった投資証券に係る投資主の投資口を記録するための特別口座を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「特別口座管理人」といいます。）に開設することを目的として、以下の特別口座管理人との間で特別口座の管理に関する契約を締結しました。

(1) 主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

① 主要な関係法人の名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

② 資本金の額

平成20年11月30日現在 324,279百万円

③ 関係業務の概要

- (イ) 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務
- (ロ) 総投資主通知に係る報告に関する事務
- (ハ) 新規記載又は記録手続き及び抹消手続き又は全部抹消手続きに関する事務
- (ニ) 株式会社証券保管振替機構その他の振替機関（以下、「機構等」といいます。）からの本投資法人に対する個別投資主通知に関する事務
- (ホ) 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務
- (ヘ) 特別口座の開設及び廃止に関する事務
- (ト) 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の機構等への届出に関する事務
- (チ) 特別口座の加入者本人のために開設された他の口座又は本投資法人の口座との間の振替手続に関する事務
- (リ) 社債、株式等の振替に関する法律で定める取得者等のための特別口座開設等請求に関する事務
- (ヌ) 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- (ル) 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求（機構等を通じて請求されるものを含みます。）に関する事務
- (ヲ) 上記（イ）乃至（ル）に掲げるもののほか、加入者等（投資主、登録投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じです。）による請求に関する事務
- (ワ) 上記（イ）乃至（ヲ）に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
- (カ) 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- (ヨ) 投資口の併合・分割に関する事務
- (タ) 上記（イ）乃至（ヨ）に掲げる事務に付随する事務

(レ) 上記(イ)乃至(タ)に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務及び本投資
法人と特別口座管理人が協議の上定める事務

(2) 異動の年月日

平成21年1月5日